

佐久広域連合告示第5号

令和4年佐久広域連合議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月9日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 令和4年12月26日（金）午後1時30分

2 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	清 水 喜久男	2番	田 邊 久 夫
3番	土 屋 利 江	4番	柳 澤 潔
5番	吉 川 友 子	6番	市 川 稔 宣
7番	神 津 正	8番	内 藤 祐 子
9番	三 石 義 文	10番	有 坂 辰 六
11番	渡 邊 光	12番	菊 池 今朝造
13番	中 田 征 洋	14番	高見澤 一 好
15番	石 井 正 行	16番	出 浦 修 身
17番	土 屋 好 生	18番	遠 山 隆 雄
19番	五 味 高 明	20番	荻 原 謙 一
21番	田 中 三 江	22番	今 井 英 昭

不応招議員（なし）

令和4年佐久広域連合議会第4回定例会

令和4年12月26日（月曜日）

議事日程（第4号）

開会宣告

諸般の報告

第 1 会議録署名議員指名

第 2 会期決定

第 3 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第20号 旧佐久広域食肉流通センター敷地の処分について

議案第21号 令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第2号）について

議案第22号 令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について

議案第23号 令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について

議案第24号 令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）について

第 4 一般質問

第 5 議案質疑

第 6 議案委員会付託

（休憩）

第 7 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第 8 閉会宣告

出席議員（22名）

1番	清水喜久男	2番	田邊久夫
3番	土屋利江	4番	柳澤潔
5番	吉川友子	6番	市川稔宣
7番	神津正	8番	内藤祐子
9番	三石義文	10番	有坂辰六
11番	渡邊光	12番	菊池今朝造
13番	中田征洋	14番	高見澤一好
15番	石井正行	16番	出浦修身
17番	土屋好生	18番	遠山隆雄
19番	五味高明	20番	荻原謙一
21番	田中三江	22番	今井英昭

欠席議員（0名）

## 説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳 田 清 二	代 表 副広域連合長 (小諸市長)	小 泉 俊 博
代 表 副広域連合長 (南牧村長)	大 村 公之助	代 表 副広域連合長 (御代田町長)	小 園 拓 志
副広域連合長 (小海町長)	黒 澤 弘	副広域連合長 (川上村副村長)	中 島 修
副広域連合長 (南相木村長)	中 島 則 保	副広域連合長 (北相木村長)	井 出 利 秋
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木 勝	副広域連合長 (軽井沢町長)	藤 巻 進
副広域連合長 (立科町長)	両 角 正 芳	会 計 管 理 者	上 野 幸 一
事 務 局 長	中 澤 幸 二	消 防 長	小 林 透
消 防 次 長	柳 澤 正 憲	総 務 課 長	金 井 靖
警 防 課 長	堤 光 雄	指 揮 課 長	山 本 博 樹
通信指令課長	佐 藤 智 英	福 祉 課 長	菊 原 秀 浩
成年後見支援センター・ 障害者相談支援センター所長	依 田 徳 光	豊 昇 園 所 長	相 澤 昇

---

## 議会事務局

事務局次長 塩 川 秀 治                      庶務係長 志 摩 祐 喜

## ◎開会宣告

(午後 1時30分)

○議長(柳澤 潔) それでは、これより令和4年佐久広域連合議会第4回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は、22名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、登壇者はマスクを外すことを許可します。

また、発言終了後に、職員が演台等の消毒を行うことも許可します。

次に、令和4年度定期監査報告書及び例月出納検査結果報告書並びに令和3年度決算審査講評に対する対応調書が提出され、お手元にご配付してありますのでご覧願います。

本会議、傍聴のため申し込みがあった際には、これを許可してあります。

また、報道機関及び広報取材のため申し込みがあった際には、これを許可してありますので、ご承知願います。

---

## ◎諸般の報告

○議長(柳澤 潔) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、印刷してお手元に配付いたしてありますので、ご覧願うことにして、朗読は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(柳澤 潔) ご異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(柳澤 潔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、菊池今朝造議員、14番、高見澤一好議員の2名を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○議長(柳澤 潔) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、11月30日に議会運営委員会が開かれ、ご協議願っておりますので、その結果を委員長からご報告願います。

議会運営委員会、三石委員長。

〔議会運営委員会 三石義文登壇〕

○9番（三石義文） 議会運営委員長の三石義文です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る11月30日、佐久広域連合議会第4回定例会の会期及び日程等について、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、事件案1件、予算案4件の計5件であります。一般質問の通告者は、内藤議員1名であります。また、議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

会期につきましては、本日1日間といたしますので、よろしくお願い致します。

なお、一般質問の質問時間につきましては、議会先例により60分となっておりますが、今回に限り40分と決定いたしました。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、ご報告いたしました。

○議長（柳澤 潔） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 議案の上程

○議長（柳澤 潔） 日程第3、議案の上程をいたします。

連合長から、事件案1件、予算案4件の計5件が提出されております。

議案第20号から議案第24号までを一括上程いたします。

議案の件名につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に記載してあるとおりであります。

次に、連合長から招集挨拶、並びに議案の総括説明を求めます。

柳田連合長。

〔広域連合長 柳田清二登壇〕

○連合長（柳田清二） 招集のご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和4年佐久広域連合議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参集いただき議会が開会できましたこと、厚く御礼を申し上げます。

議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等につきまして、5点申し上げます。

1点目といたしまして、令和3年3月31日をもって閉場となりました佐久広域食肉流通センターの敷地処分に関しまして、土地売買の仮契約が整いましたことについてご報告いたします。

前回9月定例会での招集挨拶でも、売却手続や今後の予定につきましてご報告させていただきましたが、10月7日のプロポーザル審査委員会によりまして、売却提案価格が2億200万円で、

株式会社マルニシに買受候補者が決定いたしましたので、10月31日付で土地売買の仮契約を締結いたしました。

株式会社マルニシは、昭和3年10月に創業を開始し、岡谷市に本社があり、管工機材・鉄鋼・機械工具の卸売りを行っております。現時点では、伊那市・松本市・長野市・上田市・飯田市に事業所がある優良企業です。

なお、今定例会に議案を上程させていただきましたので、ご審議を賜りたいと存じます。

2点目といたしまして、佐久広域連合の防災・減災への取組について申し上げます。

去る、11月25日に佐久平交流センターにおきまして、NHKの防災番組や新聞コラムなど、メディアでも活躍されていらっしゃいます、佐久地域出身の国立研究開発法人・防災科学技術研究所総合防災情報センター長の臼田裕一郎先生に「情報とコミュニティの力を活かした、これからの防災」をテーマにご講演をいただきました。当日は多くの住民の皆様や、広域連合協議会議員の皆様、市町村の防災担当者等の皆様に、ご参集をいただきあらためて防災について考える機会となりました。

また、活動火山対策特別措置法に基づきまして、浅間山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備や、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的に設置されました、浅間山火山防災協議会への佐久広域連合事務局の加入について、令和4年12月19日付をもって承認をされました。

協議会へ加入後の佐久広域連合事務局の役割といたしましては、協議会が行う広域避難計画の策定にあたり、佐久広域圏内での広域避難が実行できるよう、長野県と11市町村のパイプ役になることをございます。今後、情報の収集や共有を図るとともに、広域行政としての特徴を生かした、佐久地域内の広域避難を検討する際の調整・支援を行ってまいります。

3点目といたしまして、障害者相談支援センターで開催しております、手話奉仕員養成講座について申し上げます。

障害者相談支援センターでは、毎年、地域の聴覚障がい者支援の充実を図るため、手話奉仕員の養成講座を開催しております。本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして、定員を20名から10名に減らして、6月から11月にかけて、全20回の講座を行いまして、7名の方が入門課程を修了されました。

この手話奉仕員養成講座は、市町村の必須事業となっておりますことから、11市町村の共同事業として、佐久広域連合障害者相談支援センターが毎年開催しており、1年目の入門課程、2年目の基礎課程を修了された方が、手話奉仕員の資格を得ることとなります。

手話奉仕員になられた方が手話通訳の資格を得るには、さらに講座や試験を受けることが必要になりますが、手話奉仕員として聴覚障がいのある方との交流活動の促進や市町村の手話サークル等での活動など、地域の聴覚障がい者の皆さまの一番身近な理解者として、多くの活動が期待されて

おり、そのような活動の一つ一つが地域の支援体制の強化につながっていくものになります。

障害者相談支援センターでは、今後も関係機関と連携し、手話奉仕員養成講座の開催など、多くの住民の皆様の手話に関心を持っていただく取組を通しまして、共生社会の実現に向けて聴覚障がいへの理解促進に努めてまいります。

4点目といたしまして、消防の訓練参加の状況について申し上げます。

長引くコロナ禍において消防機関による訓練も影響を受けているところですが、令和4年10月22・23日に、長野県消防相互応援隊合同訓練が、松本市において実施されました。県内13全消防本部から、40隊127名が参加しました。本訓練は令和元年が東日本台風、令和2年・3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。4年ぶりの実施であり、佐久広域からは、4隊(指揮・消火・特殊装備・後方支援)11名が参加をいたしました。また、この訓練は宿営訓練いわゆる災害現地での宿泊訓練も含まれておりまして、今回初となります女性隊員の合同宿営訓練も行われ、佐久広域から女性隊員1名が参加させていただきました。

このほか、5年に1度実施いたします、同じく新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていまして緊急消防援助隊全国合同訓練が、11月12・13日に静岡県で行われました。長野県からは、7消防本部6隊26名、うち佐久広域からは消火小隊1隊4名が参加いたしました。

大規模災害に備えたこれらの訓練を通じて、災害対応技術の向上や連携活動能力の強化を図っております。

5点目といたしまして、救急搬送困難事案について申し上げます。

はじめに救急搬送困難事案とは、「救急隊による医療機関への受入れ照会回数が4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案とされ、新型コロナウイルス感染症の流行以来増加している状況であります。

新型コロナウイルス感染症第7波がピークを迎えた8月、佐久広域において第3週目の1週間が15件の最大数で、第7波の収束とともに減少傾向に転じました。その後、10月下旬には再び増加傾向に移行し、11月の第3週には第7波時の最大数と同じ15件、さらに次の週は21件と最大数を更新しております。現在は、若干の減少は見られるものの依然として高止まりの状況が続いております。

救急隊においては、医療機関や保健所と連携を図り、少しでも早い病院収容となるよう努めてまいります。

以上、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について、5点申し上げます。

引き続きまして議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、事件案1件、予算案4件の合わせて5件でございます。はじめに、事件案についてご説明を申し上げます。

議案第20号「旧佐久広域食肉流通センター敷地の処分について」は、旧佐久広域食肉流通セン

ター敷地を株式会社マルニシに売却することについて、議会の議決をお願いするものであります。

続いて、予算案についてご説明を申し上げます。

議案第21号「令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算(第2号)について」は、歳入歳出それぞれ1,298万9,000円を増額し、総額を7億4,877万5,000円としようとするものであります。

議案第22号「令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算(第2号)について」は、歳入歳出それぞれ1,408万4,000円を減額し、総額を22億4,015万3,000円としようとするものであります。

議案第23号「令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出それぞれ1,449万1,000円を増額し、総額を5億8,556万9,000円としようとするものでございます。

議案第24号「令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出それぞれ334万3,000円を減額し、総額を2億2,674万円としようとするものであります。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長と消防長より説明をいたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げ、総括説明とさせていただきます。

---

#### ◎議案第20号、議案21号の説明

○議長(柳澤 潔) 次に、議案第20号、議案第21号の説明を求めます。

中澤事務局長。

[事務局長 中澤幸二登壇]

○事務局長(中澤幸二) それでは、議案第20号及び議案第21号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第20号、旧佐久広域食肉流通センター敷地の処分につきまして、ご説明を申し上げます。

議案綴2ページ及び3ページの議案説明書を、ご覧いただきたいと思っております。

本案は、旧佐久広域食肉流通センター敷地を、岡谷市田中町3丁目4番21号、株式会社マルニシ、代表取締役河西明氏に売却することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件に係る敷地は、佐久市長土呂1番14ほか4筆で、地目は宅地他、地積は1万2,893.84平方メートル、売却価格は、2億200万円でございます。

なお、議案綴の4ページから9ページに仮契約書の写しを、10ページに地図を添付してございますので、ご覧ください。

以上、議案第20号のご説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号、令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案綴り11ページ及び以降の一般会計補正予算書をご覧いただきたいと存じます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,298万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億4,877万5,000円としようとするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1款、分担金及び負担金は、給与費等の歳出予算増額によるものでございます。

次に、歳出でございますけれども、5ページをお願いいたします。

5ページの2款、総務費から、7ページの4款、衛生費にかけまして、各款の給与費につきましては、職員の人事異動及び給与改定に伴う補正でございます。

また、7ページをお願いいたします。4款、衛生費の中段でございますけれども、説明欄火葬場管理運営事業費、こちらにつきましては、都市ガスや電気料金の価格高騰に伴いまして増額をお願いするものでございます。

以上、議案第21号のご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

---

### ◎議案第22号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第22号の説明を求めます。

小林消防長。

〔消防長 小林 透登壇〕

○消防長（小林 透） 議案第22号、令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案綴り12ページ及びそれ以降の消防特別会計補正予算書をご覧いただきたいと存じます。補正予算書の1ページをお願いします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,408万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,015万3,000円としようとするものでございます。

次に、4ページをお願いします。

初めに、歳入について、1款、分担金及び負担金は、給与費等の歳出予算の減額によるものでございます。4款、財産収入は、公有財産売払に伴う増額を、それぞれお願いするものでございます。

次に歳出ですが、5ページ1款消防本部費、6ページから13ページまでの2款消防署費、小諸

消防署から御代田消防署までの給与費につきましては、職員の人事異動及び給与改定に伴う補正で  
ございます。

また、消防本部及び各署の一般管理費につきましては、ガソリン価格や電気料金の価格高騰に伴  
いまして、燃料費、光熱水費の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第22号のご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第23号、議案第24号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第23号、議案第24号の説明を求めます。

中澤事務局長。

〔事務局長 中澤幸二登壇〕

○事務局長（中澤幸二） 議案第23号及び議案第24号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第23号、令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）に  
ついて、ご説明申し上げます。

議案綴13ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。補正予算書の1ペ  
ージをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,449万1,000円を追加し、歳入歳  
出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億8,556万9,000円にしようとするものでございま  
す。

次に、4ページをお願いいたします。

歳入の4款、繰入金につきましては、歳出予算の補正に伴い、豊昇園及び塩名田苑ともに増額で  
ございます。

次の5ページから8ページにかけまして、歳出の1款、民生費、各施設の給与費につきましては、  
一般会計と同様、職員の人事異動及び給与改定に伴う補正でございます。

また、施設運営費につきましては、両施設ともに電気料金の価格高騰に伴う光熱水費の増額補正  
のほか、施設で発生しました新型コロナウイルス感染症対応に係る経費について増額をお願いする  
ものでございます。

続きまして、議案第24号、令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）につつま  
して、ご説明を申し上げます。

議案綴14ページ及びそれ以降の補正予算をご覧いただきたいと存じます。補正予算書の1ペ  
ージをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ334万3,000円を減額し、歳入歳出  
予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,674万円にしようとするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。歳入の2款、県支出金は新型コロナウイルス感染症セーフ

ティーネット強化事業補助金の皆増でございます。また、5款、繰入金は、歳出予算の補正に伴う減額でございます。

次の5ページ、歳出の1款、民生費のうち総務費につきましては、一般会計と同様に人事異動及び給与改定に伴う補正でございます。

また、次の6ページの中段、施設費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための備品購入費及び電気料金の価格高騰に伴い光熱水費の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第23号及び第24号のご説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎日程第4 一般質問

○議長（柳澤 潔） これをもって、全議案に対する説明は終結いたしました。

日程第4、一般質問を行います。一般質問の通告者は、8番、内藤祐子議員、1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も要旨を要約し、円滑な議事進行について、ご協力をお願いいたします。

最初に内藤祐子議員の質問を許可します。8番、内藤議員。

〔8番 内藤祐子登壇〕

○8番（内藤祐子） 皆さん、こんにちは。8番、内藤祐子です。

今回は特に住民の皆さんからの声を基本にして質問で、確認していきたいと考えています。

今回は、新しい野沢会館、生涯学習センター、佐久市振興公社ビルへの移転に伴ってのあれこれと、消防、取り分け消火活動についての2項目について、確認の質問をしていきたいと思っています。

まず、最初に1として、佐久市振興公社ビルへの移転に伴ってとして伺います。せっかく移転するわけですから、好機と捉え、あれこれ事業展開の変化も期待したいと思っています。

まず、（1）として、佐久広域連合事務局の変更点について伺います。

アとして、物理的な変化として、その占有面積や会議室等の実際はどうなっていくか。イとして、運営上ですけれども、賃貸料、会議室の使い方等々について、確認したいと思います。

次に、（2）移転をきっかけに、課題改善のきっかけにできるのではないかと伺います。

アとして、障害者相談支援センターの拡充はされるのか。これまで平成19年から、佐久市の障害者相談支援センターとして運営されてきました。それが平成24年から佐久広域連合障害者相談支援センターとなりました。佐久の場合は、当時から各事業所から障害別のコーディネーターが配置される形式になったと思います。どこに相談に行ったらいいのか分からないという障害者本人や家族にとって、その総合窓口ができたということは画期的であったと記憶していますし、個別の相談をセンターにつないできました。とりわけ、精神の相談件数が急増し、コーディネーターがとて

も大変だという状況でありますとか、就労希望に十分応えられない状況等も伺ってきました。対応する事業所が変更になったり、障害種別コーディネーターが増えてきていることも承知しています。程度や性質も随分と変化、推進されてきていますが、今日の課題もまた新たに生まれてきているのではないのでしょうか。

事務所の移転は、物理的なものかもしれませんが、それを機会に心機一転、これからの発展の機会にはならないか、期待を込めて伺いたいと思います。

大きな2として、消防、消火活動について伺います。

まず、この間、身近に家事が相次ぎました。現場にも駆けつけましたが、本当に真っ黒になって前線に立って消火活動をされている消防士の皆さん、消防団員の皆さんには、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

身近であったこともあり、市民の住民の方から、いろいろな声を伺いました。確認の意味で質問したいと思います。

(1) 消防水利について伺います。

アとして、設置の法的根拠と設置及び管理者について伺います。民家全焼ケースで住宅地なのに消火栓から遠く放水までの時間がかかった、なかなか放水がいかなかったというような声も伺いました。消火栓の位置については、これまで私はあまり把握していなかったけれども、住宅密集地においての重要性を痛感したところです。

そこで、消火栓の設置等は、法的にどう規定されているか。また、誰が設置し管理しているかお伺いします。

イとして、設置の基準について、消火栓は、どのような基準で設置されているか、以上をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（柳澤 潔） 中澤事務局長。

〔事務局長 中澤幸二登壇〕

○事務局長（中澤幸二） それでは、初めに、佐久市振興公社ビル内への移転に伴ってのご質問のうち、初めに（1）「佐久広域連合事務局の変更点は」について2点のご質問にお答えいたします。

まず、物理的な変化はとのご質問でございますが、まず、占用面積でございます。現在、使用しております野沢会館内の占用面積につきましては、1, 205平方メートル。

この内訳としまして事務局が、1, 131.6平方メートル、成年後見支援センター・障害者相談支援センターが、73.4平方メートルでございます。

また、移転先であります、佐久市振興公社ビル、こちらの占用面積は、628.51平方メートルで、内訳としまして事務局分として、509.79平方メートル、成年後見支援センター・障害者相談支援センターが、118.72平方メートルでございます。

野沢会館内から、佐久市振興公社ビルへの移転によりまして、占用面積は、576.5平方メートル減り、移転前と比較しまして約47.9%面積が減ることとなります。

現在使用しております、野沢会館内から新たに佐久市振興公社ビル内への移転によりまして、現在使用しているこちらの場所、講堂でありましたり第1から第3会議室こういった占用スペースがなくなることにより、面積は減ることとなります。また、成年後見支援センター・障害者相談支援センターは、新たに面談室を1室設けるために占用面積を増加しておりますところでございます。

次に、運営上の変化のご質問でございます。

賃料でございますが、現在、野沢会館使用料は、年額388万3,293円で、内訳につきましては、事務局分が、364万5,625円、成年後見支援センター・障害者相談支援センター分が23万7,668円でございます。これを平方メートル単価に直しますと、3,222円でございます。

また、移転先になります、佐久市振興公社ビル賃料は、年額2,000万4,000円で、内訳は事務局分が、1,603万2,000円、成年後見支援センター・障害者相談支援センター分が、397万2,000円でございます。こちらを平方メートル単価にしますと、平方メートル当たり、3万1,827円でございます。野沢会館内から佐久市振興公社ビル内への移転によりまして、賃料は約5.2倍となり、また、平方メートル当たりの単価につきましては、約9.9倍となるところでございます。

議会(定例会)や常任委員会の会場でございますが、令和5年第1回定例会より佐久市振興公社ビルに隣接しております新たな佐久市生涯学習センター内の会議室を借用して開催する予定としているところでございます。

続きまして、(2)移転を課題改善のきっかけにできるかのご質問についてお答えをいたします。

障害者相談支援センターは、現在、野沢会館1階事務所におきまして、センターの所長、また、相談支援係長、機能強化コーディネーター、医療的ケア児等コーディネーターの佐久広域連合職員4名と、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児のコーディネーター業務を委託している法人職員4名の8名で業務を行っているところでございます。業務内容としまして、佐久圏域の障がい者やその家族等に対する相談支援業務を行っております。

障害者相談支援センターでは、佐久市振興公社ビルへの移転に伴いまして、業務内容に変更はございませんけれども、利用される皆様の利便性が向上するように、移転先の事務所内に、面談室を2つ設置しました。悩みを抱え不安な状態で来所される相談者が、安心して相談ができる個室の面談室の増設は、想像以上の改善と認識しており、相談業務の充実につながるものと考えておるところでございます。

また、面談室の机は、車いすを利用されている方が、無理な姿勢を取らなくても使用できるように、膝などが干渉しない構造となっているユニバーサルデザインを取り入れ、障がいの有無に関係

なく、誰もが安心してセンターを利用できるように改善しておるところでございます。

佐久市振興公社ビルへの移転に伴う改善につきましては以上になりますが、今後も地域の中核的な相談支援を担う場所として、多くの方々に利用していただくよう関係機関と連携して環境整備及び機能強化等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 小林消防長。

〔消防長 小林透登壇〕

○消防長（小林 透） 続いて、消火活動についてのご質問のうち、（１）消防水利について、２点のご質問についてお答えします。

初めに、設置の法的根拠と設置及び管理者についてでございます。消防水利については、消防法第２０条第１項において「消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する」「消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。ただし、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し維持し管理するものとする。」と規定されています。この法的根拠に基づき、消防水利の設置・維持及び管理の業務につきましては、各市町村が行っております。

次に、設置の基準についてでございます。

こちらは消防庁勧告である、消防水利の基準で定められており、消火栓は水道管の径が１５０ミリメートル以上の管に取り付けられていることが条件となっており、市街地及び準市街地の場合、防火対象物から１つの消防水利に至る距離が、１２０メートル以下になるように設けなければならないとされております。また、防火水槽については４０立方メートル以上の容量のものが基準に適合した消防水利とされております。

消防本部及び各消防署では、災害発生時、被災箇所周辺の消防水利を地図等で把握し出動しており、迅速かつ的確な消火活動に努めております。また後日、関係課において消火活動について検証の場を設け、水利の状況についても確認し、対応を協議しております。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） ８番、内藤議員。

○８番（内藤祐子） はい。今日は振興公社ビルのほうも視察確認させていただきました。新しいところで明るくて、細かな配慮もされているとの確認はできたわけです。

ただ、今聞いた直感としては、面積的な部分はそれぞれ必要性に応じた形になっているかと思っておりますけれども、賃貸料が今の５．２倍、単価でいけば９．９倍というのは、本当に驚くべき数字だなというのが、まず直感的な感想です。

その点については、決められたことということで、様々検討された結果だろうなどは思いますけれども、一応広域が入るスペースとして整備されたというふうに思いますけれども、１点確認した

いと思いますが、今日見た限りにおいて、とりわけ相談支援センターの場所という物理的な面としても、例えば障がい者が使用するような、それは利用者も職員も含めてだと思いますので、裏から入る入り口のスロープに、雨よけがちょっとないのかなという部分ですとか、それから視覚障がい者対象の例えば点字ブロックなどはどんなふうになっているか、ちょっと気になったところがありますが、今現在これで引き渡しになるかと思います。

その点については、合理的配慮についての今後の様々な要求は、広域連合のほうから振興公社にしていくことができるのかどうか、そのことだけ確認したいと思います。

○議長（柳澤 潔） 中澤事務局長。

〔事務局長 中澤幸二登壇〕

○事務局長（中澤幸二） 今ご質問いただきました、午前中に現場のほうを見ていただいて、内藤議員が御指摘の部分はございます。こちらについては、実際に私どもこれで1月に事務所を移転する中で、やはり施設的な不備という意味ではないですけども、使う上でもうちょっとこうしていただいたらというようなことも出てくるかと思っておりますので、そういったことも踏まえてオーナーであります佐久市振興公社のお話しをする機会もあるかと思っておりますので、そのようなことで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） その辺のところを今後について期待していきたいと思っております。

具体的な相談支援センターのほうのことについてお伺いしたいと思っております。文科省調査でも、今月14日の信毎にもありました。公立小中学校の発達障がい児が8.8%という指摘がありました。これまでは、通説として約6%とずっと言われてきたのですが、やはり急増しているのだなどは実感しました。障がいを持った子供たちや家族、また8050問題が指摘されているのは、80の介護を受けているような高齢者が、50代の息子を支えている。恐らくそこには発達障がい等々の実情が含まれているのだらうと指摘されていますが、そうした福祉の手がまだまだ差し伸べられきれてない部分へのサポートは、今後の大きな課題だというように認識しています。この間も相談支援センターも一定の役割を担ってきました。さらに新たな要求と支援策が求められていると実感しています。

そこで、県のホームページを見ますと、県は圏域ごとに市町村が実施する相談支援事業と連携し、就業、生活、療育などの専門性の高い職員を配置し、面接・電話・訪問等により、主に以下の業務を行う、障がい者総合支援センターを設置するとうたっています。その中で、佐久圏域としては、佐久広域連合障害者相談支援センター、佐久圏域障がい者就業・生活支援センターほ一ぷ、ケイジんさく発達相談支援センター、ウィズハートさく相談支援事業所の4カ所を、県としてうたわれてきているわけです。各圏域それぞれの地域性、やり方、歴史等があり、一つの形が探れない様子で

あることは、そのホームページの中身からもよく分かります。

佐久広域連合障害者相談支援センターを中核センターというふうに位置付けられていますので、そこで、この移転を機に相談機能はさらに充実していくような考えはあるのか確認したいと思います。

県は、総合支援センターという規定の中で、保健・福祉サービス利用の援助、調整。地域における生活全般に関する相談支援。就業に関する支援。障害児等の療育支援。その他、相談者等の要請に基づく支援を総合支援センターの事業内容としています。

そうした機能と新たな移転したところの相談業務が、さらに受けやすくなるような立地にある中で相談は増えると思いますけれども、その中で県の求めるそうした機能とは、どう連携して考えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（柳澤 潔） 依田障害者相談支援センター所長。

〔障害者相談支援センター所長 依田徳光登壇〕

○障害者相談支援センター所長（依田徳光） ただいま、県との事業の連携について御質問をいただきましたのでお答えいたします。

まず最初に、内藤議員さんからいろいろ事業所の名前が出てきたのですが、再質問の中にあつた市町村が実施する相談支援事業というのが、こちらの佐久広域連合障害者相談支援センターのほう市町村の負担金をもって、先ほど答弁でも説明がありましたが、それぞれの障害のコーディネーターを委託して実施しているところでございます。

佐久圏域障がい者就業・生活支援センターほ一ぷというのは、就業支援ワーカー、今はこちらからは県の委託の事業になります。ほ一ぷにつきましては、就業支援ワーカーの方を置いております。ケイジンさく発達相談支援センターにつきましては、療育コーディネーターを設置しております。ウィズハートさく相談支援事業所につきましては、発達障害サポートマネージャーがおります。

今、県に委託されている3つの事業所それぞれの担当者の方がおりますので、その方と佐久保健福祉事務所の福祉課、あと、私どもの当センターの職員とコーディネーター、毎月第一水曜日に情報共有を中心ではあるのですけれども会議を行いまして、それぞれ地域のどのような対応をしているかですとか、課題等があれば課題解決に向けて協議をしていくということをしております。

また、個別の案件につきましても、それぞれの役割をしたコーディネーターがおりますので、そのコーディネーターごとに、例えば、療育の関係だと、私どもの医療的ケア児のコーディネーター等が連携しまして個別の支援に当たる等、それぞれ個別の当事者によりまして、何人かチームといえますか組んで対応しているような状況でございます。

以上申し上げましたとおり、既に連携等は取れておりますので、課題等はまだまだやっていく中ではあるかと思いますが、このように連携を取れるような体制を維持しながら、また充実した相談支援体制が取れるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 県が求めるような総合支援的な役割も含めて、今後ほかの相談支援のところと連携しながら対応していくという答弁でした。本当にとっても理想的な形にはなっているかと思うのですが、現実に本当に一般の人たちの中の困っている人たちに、どれだけが手が差し伸べられる形になるのかというところが大きな課題なのだろうなと思っています。

それを相談支援センターができて窓口ができたということも大きなことですし、それぞれの事業所の中で相談ができるということも大きな一歩だったと思うのですね。ただ、その中でも、今の制度の中でもこぼれてしまう人たち、例えば、ちょっとグレーゾーンの人たちが、まだ診断も受けてないところでどこに相談に行けるのかとか、どういう枠組みの中の障がいに入るのかとか、それぞれ実際当事者の中では、本当に軽い人たちも重い人たちも、みんな悩んでいる部分がありますので、今回、やはり新しくきれいになったという大きな目玉がありますので、まずはそこに行って、取りあえず何でも相談してくれみたいな看板というか、そういう窓口一本化ではないですけども、ここに行けば全てつながるみたいなイメージを、この新築移転を機に大きく掲げていただければ、本当に一人も落ちこぼさないという掛け声はどこでも聞かれるのですけれども、実際にはこぼれてしまうのが障がい者支援の中では大きな課題になっているわけです。

そういう意味では、今回の移転を機に、今回の相談支援センターがさらに機能が拡充したり、また県で求める役割が、さらに拡充することを大いに期待していきたいと思っています。また、細かなことを、さらに私も個人的に相談つないで行きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

消防についてお伺ひしました。私も本当に難しい言葉が出てくるし、非常に難しいなというふうには思っています。

消防に関しても本当に身近にこのところ住宅火災が続いてきてしまっていて、見ている近所の人たちの声は、本当に歯がゆい思いをしながら、まだかまだかというふうに伺ひました。でも、消防の実際に従事された方々は、必死に消火活動されている実態ですとか、特に今回のことで遅れているとかということではないということも確認できました。

分からないなりに、私もいろいろ調べてみたのですけれども、消防水利の充足率という言葉が、初めて私も見たのですね。消防水利基準というのは市町村に課せられているということですので、改めて佐久市の総合計画なども確認してみました。そうすると、その中で消防水利の推進という言葉がうたわれていました。どこの市町村もそうだと思います。推進という言葉があるということは、まだ満たされていないのだなということの確認だと思ひましたので、じゃあ、消防庁のほうはどうなのかというと、充足率のパーセンテージが、各県とか各消防署単位で出されていました。その数字が果たしてどういうことなのかというのは、なかなか難しいですね。数字の上では、6割、7割

という形になっているので、まだまだなのでしょうけれども。基準等々を含めて考えると、本当に充足しているのかどうかというのが充足率という数字に出ているかどうか、また別のことだというふうに伺いましたので、私も今後、そうした指針をさらに具体的に一緒に共有しながら勉強させていただきたいと思っています。

ただ、本当に住宅地の中で、見る見る全焼していく様子を見ている市民の人たちから見ると、確かに半径の直線距離で基準が決められていて、それは十分に届く範囲ということになっていると思うのですが、住宅地の実際にホースをつないでいくコースの長さ、直線距離はまた違うのではないかとこの部分もありますので、チェック云々とかではありませんけれども、今後も含めて住民の皆様への不安解消のためにも、さらに消防水利の在り方ですとか、日常的にどこから持っていくことになっているのかということの確認も含めて、今後住民の皆さんにも広く認知していただくとかという活動も必要なるかと思しますので、そんなことも求めて、私の今回の質問は早目に終わりにしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（柳澤 潔） 内藤議員の質問は、以上で終結いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

---

#### ◎日程第5 議案質疑

○議長（柳澤 潔） 日程第5、これより議案の質疑を行います。

初めに、議案第20号、旧佐久広域食肉流通センター敷地の処分についての質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第20号の質疑を終結いたします。

次に、議案第21号、令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第21号の質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

よって、議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第23号の質疑を終結いたします。

次に、議案第24号、令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許可します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第24号の質疑を終結いたします。

---

#### ◎日程第6 議案委員会付託

○議長（柳澤 潔） 日程第6、議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会でご協議願っておりますので、議案付託表のとおり付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

再開は、委員会審査終了次第といたします。

暫時休憩いたします。

（午後 2時29分）

---

○議長（柳澤 潔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 付託議案の委員長報告

○議長（柳澤 潔） 日程第7、付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

1番、清水総務委員長。

〔総務委員長 清水喜久男登壇〕

○総務委員長（清水喜久男） 本定例会において、当委員会に付託されました議案について、その審査の結果をご報告申し上げます。

議員各位のお手元にご配付されております委員会審査報告書にもありますとおり、議案第21号、令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算(第2号)について中、所管事項について、審査結果、原案可決。

議案第22号、令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算(第2号)について、審査結果、原案可決。

なお、いずれの議案も全会一致により原案可決となりました。

以上で総務委員長報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 総務委員長から報告がありました2件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔総務委員長 清水喜久男降壇〕

なお、議案第21号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決いたしますので、ご承知願います。

これより、議案第22号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第22号、令和4年度佐久広域消防特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

総務委員長の報告は原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は総務委員長報告どおり、可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生委員長から報告願います。

10番、有坂経済建設保健衛生委員長。

〔経済建設保健衛生委員長 有坂辰六登壇〕

○経済建設保健衛生委員長（有坂辰六） 本定例会において、当委員会に付託になりました議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

お手元に配付されております委員会審査報告書にもありますとおり、議案第20号、旧佐久広域食肉流通センター敷地の処分について、当委員会は原案可決するものと決しました。

次に、議案第21号、令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算(第2号)について中、所管事項について、当委員会は原案可決するものと決しました。

なお、いずれの議案も全会一致であったことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 経済建設保健衛生委員長から報告がありました2件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生委員長 有坂辰六降壇〕

なお、議案第21号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決いたしますので、ご承知願います。

これより議案第20号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第20号、旧佐久広域食肉流通センター敷地の処分についてを採決いたします。

経済建設保健衛生委員長の報告は原案可決であります。

本案は、経済建設保健衛生委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は経済建設保健衛生委員長報告どおり、可決されました。

次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告願います。

7番、神津社会文教委員長。

〔社会文教委員長 神津 正登壇〕

○社会文教委員長（神津 正） 社会文教委員会における審査結果をご報告申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました議案は、計3件であります。

お手元の委員会審査報告書にありますとおり、議案第21号、令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算(第2号)について中、所管事項は、審査結果は原案可決と決しました。

議案第23号、令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)については、審査結果は、原案可決と決しました。

議案第24号、令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算(第2号)について、審査結果は、原案可決と決しました。

なお、いずれの議案も全会一致により原案可決であります。

○議長（柳澤 潔） 社会文教委員長から報告がありました3件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔社会文教委員長 神津 正降壇〕

なお、議案第21号については、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決いたしますので、ご承知願います。

これより議案第23号、議案第24号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第23号、令和4年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)についてを、採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は社会文教委員長報告どおり、可決されました。

次に、議案第24号、令和4年度佐久広域救護施設特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は社会文教委員長報告どおり、可決されました。

これより、議案第21号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第21号、令和4年度佐久広域連合一般会計補正予算(第2号)についてを、採決いたします。

各常任委員会委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各常任委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は各常任委員会委員長報告どおり、可決されました。

以上で、各常任委員会の付託議案は終了いたしました。

---

#### ◎日程第8 閉会宣告

○議長（柳澤 潔） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和4年佐久広域連合議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 3時22分)

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長      柳 澤      潔

署 名 議 員      菊 池 今朝造

署 名 議 員      高見澤 一 好